

日本基督教団の 諸教会・伝道所のみなさんへ

裁判から見えてきた教団の問題点

支援会代表事務局次長 谷口尚弘

北村牧師支援会事務局次長の谷口と申します。紅葉坂教会の信徒です。今日は後程渡辺先生から本訴の報告があると思いますが、本訴の前に北村先生は仮処分申請を東京地裁に提出しました。二〇一〇年一月に教師委員会の北村先生に対する戒規免職処分が行われ、二〇一一年三月末に北村先生は紅葉坂教会主任担任教師を任期満了で辞任されることになっていました。そこで、結論の早く出る仮処分申し立てを提訴するよう紅葉坂教会から北村先生にお願いしました。この裁判から見えてきたことについて報告をさせていただきますと思います。

1. 仮処分申請に至る経過

教師委員会は二〇一〇年一月二六日に北村先生に免職処分の決定を下しました。北村先生は教師委員会の決定を認めただけではありませんが、上告書を提出し

ませんと、すぐに免職の効力が生じる（内藤留幸総幹事）ということでしたので、やむを得ず上告書を提出しました。

免職決定について紅葉坂教会からは教団に「抗議と要望」を提出しました。教師委員会の審議過程において重大な瑕疵があると考えられたからです。即ち、

- ① 公正・公平性が保たれていないこと。
- ② 手続きが不適正であること。
- ③ 弁明の機会が保障されていないこと。
- ④ 以上は重大な人権侵害に相当する。

①から③は重大な犯罪者であっても裁判においては保障される事項です。これすら保障されないということとは人権上ゆゆしきことであるとの認識から、⑤教師委員会は審議プロセスを検証し、再検討するよう要望

「北村慈郎牧師を支援する会」発行

連絡先：〒242-0022 神奈川県 大和市柳橋3-3-22 久保方 Tel 090-2669-4219
郵便振替：00270-4-116840 「北村慈郎牧師を支援する会」
ホームページ：http://www.k-saiban.com メール：h2kubo@jcom.home.ne.jp

したわけでありませぬ。しかしこれについては無視され、回答は無いままの状況です。

戒規申立については、申立書の不開示により、北村先生は何故自分が戒規申立をされたのかが判らないわけで、反論の準備ができず、一方的な尋問に終始する恐れがあり、反論のための自衛権が全く無視されております。それから、北村先生は免職決定後も小林貞夫氏以外に誰が申し立てたのか、申立の内容も知らされないままに、免職処分を受けたこととなります。これは現代における暗黒裁判ではないかとすら思われます。つまり規則なき処分は「私刑」(リンチ)ではないかと思うからです。もう一つは、教師委員会が内規を改正すると、直ちに小林貞夫氏等が戒規申立てを行っていません。これは出来レースではないか。最初から北村先生への処分が筋書き通りに進んだと思えません。

二〇一〇年一〇月一五日、審判委員会 は上告を却下する決定をしました。教師委員会の戒規免職は適正である。その内容は専ら教規の一三五、一三六、一三八条

の解釈に終始しておりまして、手続きが不適正ではないという説明はほとんど触れられていません。ただ免職は適正だと言っているのです。

2. 地位保全仮処分申立て

そこで「地位保全仮処分申立て」を出そうということになりました。その際、北村先生はもう一度教団との話し合いのきっかけを探るために、内藤総幹事に戒規適用申立書と教師委員会議事録と審判委員会議事録を公開するよう要望を出しましたが、これらはいずれも非公開文書なので要望には応えられないということでした。それでいよいよ仮処分裁判になるわけですが、弁護士と相談して、どういう申立てをしたかと言いますと、

① 教団による免職の意思表示は仮に停止する。

② 教団は北村牧師の正教師の地位を仮に定める。

理由は、免職処分は教師の身分剥奪だ

から不利益処分であり、厳格な適正手続きが求められるが、本件はそれを著しく欠いた瑕疵ある手続きである、という主張をしたわけでありませぬ。これに対して教団側は、

① 日本国憲法第二〇条…政教分離原則が確立されている。

② 宗教法人法第八五条…宗教団体の自治性、自律性を尊重する。戒規は「宗教上の教義・信仰に関する事項」を審理判断しなければ結論が出せない。

③ 従って、本件は法律上の争訟たりえない。だから却下せよ。

という主張であります。しかし、政教分離や宗教団体の自治性ということは、宗教団体に適正な自治制度が整っていることが前提です。要するに宗教団体に適正な自治能力があるならば、国は宗教団体の自治に任せますよというわけです。しかし、教団には何か事が起こった時に自浄能力や自律性があるのかという疑問が湧いてきます。仮処分においては東京地裁の裁判官は、北村先生側の申立を受理

しました。ここが本訴と違います。本訴は門前払いでしたが、仮処分では受理されました。ここで裁判官側と教団側とやり取りがあります。裁判官からは北村先生の側よりも教団側への質問が圧倒的に多かつたようです。以下にそのやりとりの概要を記します。

第一回審尋

裁判所側質問	教団側回答
本件で争うのは手続き違反かどうか	手続きと言っても、それは教憲・教規の解釈の問題であり、手続きにとどまらず深く内容に関わる。対立の根底は聖書解釈の相違なのだから、法律上の争訟に当たらない
原告はあくまで手続き違反を問うている。これは裁判に馴染むと思う	本件も最高裁判例の射程内だ
第二回審尋	教団側回答
裁判所側質問	提出する必要を認めないし、個人的な事情も書かできない理由は何
戒規申立書を提出できない理由は何か	提出するつもりはない

第三回審尋

裁判所・原告側質問	教団側回答
戒規の申立とはどういう性格なのか？申立がなされなければ裁判の申立のよう	あくまでも戒規適用は教師委員会、申し立てが無くては職権で教師委員会にその適否が判断されるということではないのか？
【原告】申立を受理するかどうかの判断が先ず行われるのではないのか	受理するかどうかを含めて教師委員会の職権で行われる
(上告審について) 上告手続きは詳細に決められていないのか	決められていない
免職処分は不利益処分ではないのか	世俗的にはそうだがとして、信仰上不利益処分はない。教会法にはあくまで懲罰的な意味はない
申立書を開示してなくても、書かれていない申立の理由については原告に通知しているのか？	特に伝えていない。本件では争点の一つ、従前からの争点なので、原告も十分に理解しているはず。従って、形式的に通知しなくても本件では問題にならない。

第四回審尋

裁判所側質問	教団側回答
上告審判員の選出にあたって、6名の賛同者がこの中に入っているかどうか判らない。賛同者の名前が明らかにできないか	明らかにできない
素朴に考えて、申立人と審判する人が同じということは中立性という点で問題と	自律性が重んじられる宗教法人の特殊性からくる。特に、教憲教規という宗教法人の根幹に明らか違反している場合に、中立公正ということ
か(注)	がどれだけ意味があるのか
そうすると、戒規申立の対象となつている行為の中身によつては、結論は自明である(懲戒処分は決まっている)ということか	宗教法人の特殊性から、中立公正の要請が一般法と同じように働くとは考えられない

(注) これは裁判官が申立人の中に審判委員になつている人がいるのではという疑念を持ったようです。

ところで、日本キリスト改革派教会では訓練規定の中に「戒規規則」を定めております。これは全部で一三五条から構成され、詳細な手続きが定められています。これは同教会のホームページで公開されており、その内容を知ることが出来ます。改革派教団も戒規は教会訓練（デイシプリン）と言っており、それは日本基督教団もそう言っており、さらに戒規申立者と被申立者双方を公平に扱うことに細心の注意が払われている点で教団との違いをまざまざと思ひ知らされます。

3. 裁判から見えて来た教団の問題点

- ① 聖餐論の欠如。聖書よりも教憲教規の重視。
- ② 会議制（適正なルール）の崩壊。恣意的な運用かつ強引な多数決による決定の横行↓カルト化。
- ③ 話し合う雰囲気喪失。違いを認めず、質問や要望を無視する、排除の姿勢↓自己絶対化にあると言えます。

このように教師委員会にしても審判委員会にしても、手続きに関する詳細な規則がないまま、それぞれの委員会の裁量に委ねられていますので、執行部により推薦された委員で構成される審議決定はその時々々の執行部側の考えに影響され易いのではないかと思います。つまり、その時その時の権力側の意向に沿って恣意的な判断がくだされるということ。これでは組織として

一貫性が保たれないばかりか、公正公平さが担保されずに、組織はいつの間にか内部から崩壊してゆかないか危惧される場所です。公平・公正さ、話し合いよりも数の多さで支配する姿勢、ここに今の教団の危うさの問題があるのではないのでしょうか。

北村訴訟から見えてきた

教団の問題点

渡辺英俊（訴訟対策委員長）

訴訟におきまして訴訟対策委員長という大役をおおせつかつてまいりました渡辺でございます。今、谷口さんから大変丁寧な本裁判になる前の段階の話でございましたけれども、本裁判ではあそこまでいけないで、門前払いで終わってしまったという結果でありますので、詳しいことは今のプレゼンテーションでほとんどみなさんご理解

いただけたと思います。私はごく簡単な経過報告だけにさせていただきます。先ずは、私どもは弁護士と一緒に訴訟対策委員会を構成して訴訟組立進行に当たってまいったわけであり、結果としては大変不本意な結果になりました。つまり負けました。これに関しましては私どもの力及ばなかったことを原告本人の北村牧師はじ

めぐ支援くださった皆様方に、今日この場を借りてお詫び申し上げたいと思いません。

弁護団は最善を尽くしてくださったと思います。最善の理論展開をしてやってくださったと思いますが、いかにせん、今の日本の裁判所の厚い壁にぶつかって跳ね返されたというのが、私どもの偽らざる感想であります。仮処分の段階ですでにこれだけのことが出ているわけでありませんが、裁判ではどうしても法律上の争い、争訟に当たる問題を持ち出さなければいけない。我々としては根底にある問題は聖餐がオープン聖餐なのかクローズドなのかという問題、それからそもそも今の教憲教規のもとでオープン聖餐を行うことが一体教規違反になるのかという議論、こういうことが本質にかかわる大切なことであつたわけですけれども、これは完全に信仰上の問題であるために裁判に持ち出すことはできない。その点大変まだるこかつたという感想を持っております。

残された問題は、仮処分の段階でもずいぶん丁寧に出ておりましたし、裁判所もある程度認めていたことなのですが、一人の教師の処分をするのに余りにも手

続きがずさんである、一方的である。この手続きの不備、瑕疵、これを裁判で取り上げて違法であることを明らかにしたかったのであります。そして訴訟の組み立て上、これまでの判例の壁がたくさんありますけれども、しかし、この問題に關しては判例の壁の間を通り抜けるようにして、これは争訟に値し、しかも違法であるという結論が出せるであろうという見通しを持って、裁判を組み立てていったわけでありませぬ。

その時に正直私自身も手続き問題なのか、一人の牧師が首を切られたことがけしからんという話なのに、手続きが違法であるというそんな回りくどいことしかできないのかと、そういう心残りが無いわけではありませんでした。しかし、裁判が進んでまいります間に、だんだんと私自身の中ではつきりしましたことは、手続きというのは民主主義の根幹にかかわることだということです。つまり一人の教師が免職という最大の不利益処分を受ける、その不利益処分が行われるにあつて、適正手続きがちゃんと守られているかどうかということは、その集団が民主的であるかないかということのバロメーターである。したがつてこの裁判は

どうしても勝ちたかつたし、教団執行部に対して「適正手続き」というのは人権の問題として大事なんだよ、それを守らない教団は民主的ではないんだよということをお教えていきたくかつた。そういう思いが非常に強くあつたわけでありませぬ。ただ結果的には残念なことですが、そこに行く前に、裁判所はめんどくさい事実関係のことに入るよりは、早いとこ宗教問題はダメということにして門前払いの方が、早く家に帰つてサッカーの試合が見れると考へたのではないかと勘ぐりたくなるような荒っぽい判断で、教団側の言い分を丸呑みにして、これは宗教問題にかかわるということにしてしまいました。先ほどの谷口さんの説明でも縷々ありましたように、本人に弁明の機会も与えずに、また誰が戒規の申し立てをしていくかも、どういう中身が申し立てられているのかも本人に開示しないままで、免職という処分ではつきり切つて捨てる。その手続きがそんなことで認められていいのかという問題であるわけですが、私の印象では、裁判所はなりふり構わず逃げまくつた、面倒くさいことにはかかわりたくないので、教団の言い分を丸呑みにして、手続きにさえも教理がかかわつ

てくる。そういう無理な理屈を立てて門前払いという判決をしてきたと思いません。裁判所のことをいくらここで言ってもしょうがないわけでありませうけれども、しかし、日本の裁判所はここまで腐っているのだなという思いを強く持った次第であります。

裁判を終えた今、今後に向けての課題として、この裁判で何が獲得できたのかということを確認しておきたいと思いません。

まず適正手続きとか、法の下の平等という市民的原则というのは、民主的集団のこれは絶対条件である。今後の教団の民主的な運営において、これはどうしても闘いとしていかなければならないものであるということ。そのことは、裁判の中で明らかになってきたと同時に、我々が決して見失ってはならない問題であると思いません。結果的には非常に由々しいことだと思えますが、裁判所の怠慢によつて教団内で適正手続きを取るといふことが問題にされなかつたわけ。その結果何が起こつたかというと、教団の教師委員会という集団、権力機関は、司法三権、つまり、警察権、検察権、裁判権、これを一手に一つの委員会が握つて

しまう。これはもう、江戸時代の町奉行所に逆戻りです。大岡越前守のお出ましを待たねばならないのでは、庶民はやつてられない。そのくらい、ひどい非民主的な独裁的な機関に実質的に変質したわけでありませう。それを持った教団執行部というのは、非常に独裁的な非民主的な機関になつてしまふ。これはみなさん現実にご覧になつておられるとおりであります。この局面を私たちはしっかりと受け止めて、教団の民主化ということを叫び、またみんなで力を合わせてやつていかなければならないことだと思ひます。

それともう一点、今日の集会もそうでありませうけれども、裁判を通して大変心強かつたのは沢山の方々の支援を受けられたということ。毎回裁判の傍聴席が満席になりました。これは教団執行部に対する少なからぬ圧力であつたと思ひます。初めから裁判の一つの大事な目標点というのは、教団内の良識をここに結集するということ、そしてそれを今後の闘いの手掛かりにしていくことにあると思つておりました。北村さんに裁判をやりなよと言つた時から、そういう意味があるから頑張つてよと言ひました。その意味では、この裁判は目的を十

分達成することができたし、ここに出来上がつてきたわれわれの団結、結集というものを今後の教団改革のために活用していき、今後強化していく必要があるという風に思つています。

そして、これからどうしても出てくる問題としては、残念ながら第二、第三の犠牲者が出てくる恐れがあると思ひます。それをどう食い止め、支えていくかということが、もう一つの大切な闘いの場になるだらうと思ひます。

最後に、やはり私は教団の良識を信じたい。教団の牧師信徒たちが良心をもつておられるということ。その良心に向かつて語り続けていくことがみんなの力によつてやつていくことが必要なのではないかと、今感じている次第であります。

多少私自身の感想を加えながら、みなさんへの裁判の結果の報告とさせていただきます。長い間ご支援いただきましてありがとうございます。

石橋秀雄議長の強引な「脱法議事運営」に抗議する！

―第三九回教団総会報告―

小海基（世話人）

始めから終わりまで一貫した、まれに見る「脱法総会」として第三九教団総会は歴史に刻まれることとなった。「教憲・教規遵守」をあれだけ声高に叫んでいたはずの当人たちが、「本教団は教憲および教規の定めるところにしたがつて、会議制によりその政治を行う」（教憲第四条）から大きく逸脱して、議事運営しているのだから呆れ果てたものである。

とりわけその頂点は三日目教団総会幕切れで、神奈川・大阪の二教区から出されていた「北村慈郎牧師免職」関連の議案を石橋秀雄議長が「教憲・教規に抵触しますので議案として審議することはできません」と宣言し退けたことである。議案書に既に印刷されていた議案である。こんなことは前代未聞である。百歩譲って、万が一石橋議長の言うように「教憲・教規抵触」の疑いがあるというのなら、少なくとも初日の議事日程の所で議

場に問うべきである。石橋議長が一方的に自分の恣意的見解・解釈で退けて良いはずはない。こうした明らかに「違法」な議事運営については、議事運営委員会がストップをかけるべきである。教規第二一条①(3)項にある教区総会の議案提出権に対する明らかな侵害である。これまで同種議案は「裁判係争中」を理由に避けられ続けてきたが、判断に教理解釈が含まれるので司法でなく日本基督教団内で判断するようにという最高裁棄却の判断が下って、いよいよ今教団総会の審議にかけられることを全国の教会・伝道所が期待していたのに、見事にそれは裏切られることとなった。

議場は余りの唐突な宣言に凍りついた。反論の声も出ないうちに次の議案上程が宣言され、時間切れ廃案議案が山のように残される中で閉会祈祷となった。そもそも初日冒頭に信徒議員から疑義が

出された、総会議員資格のない人に会計監査を委ね報告書に署名捺印させていた（教規第二八条違反）問題、教規的根拠を定めずに「特設委員会」どころか准「教務執行機関」として予算措置までされ、施行運用されてしまっている「伝道推進室」、「伝道資金」（教規第二章からの逸脱）の問題、議事法上本来優先されなければならぬ「議事運営動議」を堂々と無視する議事運営、無記名投票をどういう理由であるのか（あらかじめ決めていた投票行為に造反することへのこれ見よがしの監視行動？、あるいは袋ごと廃棄するつもりだったのか？）投票委員側が各教区単位に勝手に定めた投票袋以外は受け付けないという投票行動、予算案は議案書に印刷されず総会当日配布（総会議員のあらかじめの精査を避ける意図なのか？）、しかも予算決算委員長はそうやって配布された数字の詳細について議場から質問されても答えられないお粗末さ、「賛成意見」と「反対意見」を形式的に交互に言わせるものの全ての投票・議決が二〇〇対一四〇票で推移するというあらかじめの「票固め」がなされていることが見え見えの採決、他方「建議・誓願」は全く受け付けようとなない「聴く耳を持たない」硬直姿勢、三日目の議事後半に繰り返された「時間稼ぎ」とし

か思えない執拗なまでの「議員数確認」：といった呆れかえるばかりの光景が前総会に増して繰り広げられた。

第三九回総会はこうした目に余る「教憲・教規違反」の議事運営、採決のオンパレードなのだから「無効」を宣言してやり直すべきかもしれない。議場に立ち会わなかった読者の皆さんはぜひ「風」誌がネットで出している「速報」に目を通されるべきだ。

こうした実態は、教団外の教派から当然軽蔑の対象となっている。総会冒頭で奥羽教区議長から紹介されたが、在日大韓基督教会との宣教協約三〇周年記念会において「今の日本基督教団だったら宣教協力はしなかった」と相手側から言われてしまったという。また、他教派の来賓挨拶も連帯福音宣教会(EMS)と合同メソジスト教会(UMC)、NCCを除いて見事に全て長老派系の教派ばかりであった。確か日本基督教団は「合同教会」であったはずである。かつて日北米宣教協力会(JNAC)という形で日本基督教団と関わりがあった教派はこんな偏りは無かったはずである。二〇〇四年のJNAC解散後未だに宣教協力関係が回

復されないでいる理由の一つに、「開かれた聖餐」に対する日本基督教団の異常に感情的なまでの攻撃・拒否反応があることも議場から指摘されていた。

なんとという皮肉なことであろう。第三九回教団総会の主題は「伝道する教団の建設―信仰の一致に基づく伝道の推進―」であった。こんな有様のどころが「建設」なのか「破壊」ではないかと、傍聴席から声を挙げたくなる。負担金増、各教区の「互助」制度や「謝儀保障」制度崩壊へと連鎖することが明らか。「教区活動連帯金」廃止と「伝道資金」成立(わざわざ二議案に分けて議決し、退路を断たせるという強引な形で強行採決!)、「キリスト教会館耐震補強」問題はとうとう具体的行程・予算が一切示されていないにもかかわらず「事務所移転」が先行も含めて今後のプロセス全てが常議員会に丸投げとされた(教規第一六条①―(3)項「教団財産の管理に関する事項」が「教団総会において処理すべき事項」に抵触、予算的には「運用基金」引き当てで収まるらしいが億を超える事務所費移転関連費用は余りにアンバランス!)。

さすがに批判の多い「改訂宣教基礎理論」の採決強行はなされず、今期各教区で議論されることとなったが、要するに「戒規」を振りかざしての無理やりの「信仰の一致」の上に行くから「教団の建設」をしようとしても「砂の上に」建てている(マタイ七・二六)に過ぎないことが明らかになっただけのことである。

一〇月二十九日(水)夜に開かれた「北村慈郎牧師を支援する会」の「全国交流集会」の様子は、本号でも紹介されているように一二〇〇〜三〇〇名をあつめ、熱い論議が交わされたものであった。

編集後記

この別冊には二〇一四年一〇月二十九日の「全国交流集会」でのお二人の発言、「北村裁判から見えてきた教団の問題」と「石橋秀雄議長の強引な『脱法議事運営』に抗議する!―第三九回教団総会報告―」を掲載しました。第三九回教団総会報告は教団総会后に小海基さんに書いていただいたものですが、この別冊と通信第一二号によって「全国交流集会」の報告となっています。特にこの別冊の記事は現在の教団の問題について記したものですので、未だご存じでない皆様の周りの方に広くお伝えいただき、今後の支援会の活動を通じた教団改革の運動にたくさんの方が参加いただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。(事務局)